

小売買取

再生可能エネルギー発電設備からの 電力受給契約要綱

平成 29 年 4 月 1 日 実施

関西電力株式会社

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 要 綱 の 変 更	1
3 用 語 の 定 義	2
4 単 位 お よ び 端 数 処 理	5
5 実 施 細 目	5

II 契約の申込み

6 電力受給契約の申込み	6
7 電力受給契約の成立および契約期間	7
8 受給電気方式, 受給電圧および周波数	8
9 財産分界点および保安責任分界点	8
10 電力受給契約の単位	8
11 電力受給の開始	8
12 承 諾 の 限 界	9
13 電力受給契約書の作成	9

III 料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期	10
15 料金の算定期間	10
16 受給電力量の計量	10
17 料 金 の 算 定	11
18 料 金 の 支 払 い	12

IV 電 力 受 給

19 適正契約の保持	14
20 再エネ発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施	14
21 電力受給の停止	15
22 電力受給の停止の解除	16
23 電力受給の制限または中止	16
24 損 害 賠 償 等	17
25 設 備 の 賠 償	17

V 電力受給契約の変更および終了

26 電力受給契約の変更	18
27 契約上の地位の移転	18
28 電力受給契約の消滅	18
29 電力受給契約の解約等	19
30 電力受給契約消滅後の債権債務関係	21

VI 工 事 費 の 負 担

31 工事費負担金	22
32 受給設備，再エネ発電設備および併設設備の設置等	23
33 計量装置の設置等	24
34 工事費負担金の申受けおよび精算	24
35 受給開始に至らないで電力受給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	24

VII 系統連系の要件等

36 電力受給にともなう発電者の協力	26
37 連系保護装置の整定	27

VIII 保 安

38 保安等に対する発電者の協力	29
------------------	----

Ⅹ そ の 他

39	事業計画認定手続き	30
40	電力受給契約に関する情報の取扱い	30
41	発電バランシンググループの設定	30
42	発電記録等の提出	30
43	そ の 他	31
	附 則	32

I 総 則

1 適 用

- (1) 発電者が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」および同法の関係法令（以下、これらを総称して「再エネ特措法」といいます。）に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備およびその付属設備（以下「再エネ発電設備」といいます。）を、当社が維持および運用する電力系統へ接続する契約（以下「接続契約」といいます。）、および発電者が当該再エネ発電設備を用いて自ら消費する電力を除いた電力（当該再エネ発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「再エネ電力」といいます。）を当社に供給し、当社がこれを購入する契約（以下「特定契約」といい、接続契約と特定契約をあわせて「電力受給契約」といいます。）を締結し、かつ7（電力受給契約の成立および契約期間）(1)に定める電力受給契約の成立が平成29年3月31日以前である場合の料金その他の受給条件は、この「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「本要綱」といいます。）によります。ただし、併設設備からの電気が当社の電力系統へ逆流することがある場合には適用しません。
- (2) 本要綱は、次の地域に適用します。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 要綱の変更

当社は、次の場合に、本要綱を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の受給条件は、変更後の電力受給契約要綱によります。

- (1) 再エネ特措法ならびに託送供給等約款等にもとづき変更が必要な場合
- (2) 本要綱の適用対象が変更となる場合
- (3) 電力系統への接続に必要な技術要件を変更した場合
- (4) 電力受給契約等に係る手続きまたは運用上の取扱いの変更が必要な場合

3 用語の定義

本要綱における用語の定義は次のとおりとし、本要綱に定めのない用語の定義は、電気供給約款等または託送供給等約款等によるものとします。

(1) 発電者

本要綱にもとづいて当社と電力受給契約を結ぶ者をいいます。

(2) 電力受給

本要綱に定める規定にしたがい、発電者が当社に再エネ電力を供給し、当社がこれを受電することをいいます。

(3) 再生可能エネルギー源

再エネ特措法に定められた次に掲げるエネルギー源をいいます。

イ 太陽光

ロ 風力

ハ 水力

ニ 地熱

ホ バイオマス

ヘ その他、再エネ特措法にもとづき定められるもの

(4) 電気需給契約

当社または当社以外の者が、再エネ発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるものに電気を供給するための契約をいいます。

(5) 発電出力

発電者が再エネ発電設備で発電できる最大電力をいいます。具体的には、発電者の再エネ発電設備が太陽光発電設備の場合は、当該太陽光発電設備の公称最大出力またはインバータの定格出力のいずれか小さい方とし、発電者の再エネ発電設備が太陽光発電設備以外の場合は、当該再エネ発電設備の定格出力またはインバータの定格出力のいずれか小さい方とします。

なお、インバータを複数台設置する場合における発電出力は、インバータに対応する再エネ発電設備ごとに上記にしたがい算定した値を合計した値とします。

(6) 検針日

当社があらかじめ検針すると定めた日のことをいいます。

- (7) 計量装置
16（受給電力量の計量）において使用する電力量計およびその他計量に必要な付属装置の総称をいいます。
- (8) 受給設備
当社が再エネ電力を受電または電気事業を遂行するにあたって必要な全ての電気工作物をいいます。
- (9) 再エネ電力供給設備
再エネ電力の供給に必要な再エネ発電設備および再エネ発電設備から財産分界点および保安責任分界点までの設備をいいます。
- (10) 併設備
発電者が当社の電力系統へ連系する再エネ発電設備以外の自家用発電設備等（二次電池など放電時の電気的特性が自家用発電設備と同等である設備を含みます。）をいいます。
- (11) 系統連系
再エネ発電設備または併設備を当社の電力系統へ接続することをいいます。
- (12) 解 列
再エネ発電設備または併設備を当社の電力系統から切り離すことをいいます。
- (13) 連系保護装置
系統連系に必要な保護継電器またはそれと同等の機能を有する機器，単独運転検出機能または逆充電検出機能を有する機器，解列用遮断装置等により構成され，連系保護機能を実現する装置の総称をいいます。
- (14) 事業計画認定
再エネ特措法に定められている国による再エネ発電設備の事業計画に係る認定をいいます。
- (15) 認定通知書
事業計画認定が証明できる通知書等をいい，変更認定通知，軽微変更届出を含みます。
- (16) バイオマス比率
受給電力量のうちバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいいます。

(17) 反社会的勢力

暴力団等（次のイからチまでのいずれかに該当する者）、および暴力団等と関係を有する次の者をいいます。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）

ロ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいいます。以下同じ。）または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

ハ 暴力団準構成員

ニ 暴力団関係企業

ホ 総会屋等

ヘ 社会運動等標榜ゴロ

ト 特殊知能暴力集団等

チ その他イからトまでに準ずる者

リ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

ヌ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

ル 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

ヲ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

ワ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(18) 反社会的行為

自らまたは第三者を利用する次の行為をいいます。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を越えた不当な要求行為

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為

ホ その他イからニまでに準ずる行為

4 単位および端数処理

本要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 発電出力の単位は、0.1 キロワットとし、その端数は、切り捨てます。
- (2) 受給電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (4) バイオマス比率の単位は、0.001 パーセントとし、その端数は、小数点以下第4位で四捨五入します。

5 実施細目

本要綱の実施上必要な細目的事項は、本要綱の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 電力受給契約の申込み

発電者が電力受給契約の締結を希望する場合は、あらかじめ本要綱および託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の手続きにより、電力受給契約の申込みをするものとします。

(1) 接続検討の申込み

イ 発電者は、次の場合を除き、原則として、電力受給契約の申込みに先だち、当社所定の申込書により、再エネ発電設備を当社の電力系統へ新たに接続または再エネ発電設備を変更するための検討（以下「接続検討」といいます。）の申込みをするものとします。

(イ) 当社の電力系統へ低圧で再エネ発電設備を連系する場合

(ロ) 当社の電力系統へ再エネ発電設備が既に連系されており、26（電力受給契約の変更）に定める電力受給契約の変更を当社が必要と判断しない場合

ロ 検討期間および検討料

(イ) 当社は、原則として、接続検討の申込みから3か月以内に検討結果を通知します。

(ロ) 発電者は、検討料として1検討につき20万円に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額を、接続検討の申込み時に当社に支払うものとします。ただし、検討を要しない場合には、この限りではありません。

(2) 電力受給契約の申込み

イ 発電者は、原則として、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって電力受給契約の申込みをするものとします。ただし、軽易な内容のものについては、当社は、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。この場合であっても、発電者は、当社の求めに応じて、後日、当社所定の様式による申込みをするものとします。

なお、発電者は、電力受給契約の申込みをした後に、次の事項に係る変更を行なった場合は、改めて電力受給契約の申込みをするものとします。

- (イ) 発電者の名称，電気需給契約の需要場所または連絡先
- (ロ) 再エネ発電設備の公称最大出力または定格出力，インバータの定格出力
- (ハ) 系統連系に必要となる単線結線図等の技術検討資料
- (ニ) 併設設備の有無または併設設備の定格出力
- (ホ) 受給開始希望日
- (ヘ) 付近平面図および配線形態
- (ト) 料金の振込先口座等の必要事項
- (チ) 認定通知書
- (リ) その他当社が確認を必要とする事項

ロ 当社は、イによる申込みの内容を審査し、接続契約に関する検討を行った後、発電者に対して、その検討結果を通知します。

(3) 接続契約に関する意思確認

当社は、(2)による接続契約に関する検討を行なうにあたり、発電者に対して、接続契約に関する意思確認を求めることがあります。この場合、発電者は、すみやかにこれに応じるものとします。

7 電力受給契約の成立および契約期間

(1) 電力受給契約は、接続契約と特定契約の双方が成立したときに成立します。

なお、接続契約は、6（電力受給契約の申込み）(2)による発電者の申込みにおける接続契約に係る事項について、当社が承諾したことについての通知を発したときに、特定契約は、6（電力受給契約の申込み）(2)による発電者の申込みにおける特定契約に係る事項について、当社が承諾したことについての通知を発したときにそれぞれ成立します。

(2) 電力受給契約の契約期間は、次によります。ただし、本要綱にもとづく電力受給契約を締結する前に、特定契約にもとづき再エネ電力を当社および当社以外の者に供給していた場合は、最初に供給を開始した日から受給開始日の前日までの期間を契約期間から控除します。

なお、当社は、二の場合の除き、再エネ特措法に定める再エネ発電設備に係る調達期間（以下「調達期間」といいます。）満了の日に先だって、発電者に調達期間満了後の料金単価を通知します。この場合で、発電者また

は当社から別段の意思表示がないときは、当該調達期間満了の日に新たな電力受給契約が成立したものとし、電力受給契約は、その料金単価を適用して、調達期間満了の日の翌日から当該年度の3月31日まで期間を延長します。また、それ以降、発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、電力受給契約は、延長された期間満了の日の翌日から更に1か年延長されるものとし、以降この例によるものとします。

イ 受給開始日から調達期間満了の日までとします。

ロ 再エネ特措法第10条第1項の規定により、事業計画認定が変更され適用される調達期間が変更された場合、または、その他再エネ特措法の規定により、適用される調達期間が変更された場合については、受給開始日から当該変更後の調達期間満了の日までとします。

ハ 再エネ特措法第3条第10項の規定により、適用される調達期間が改定された場合については、受給開始日から当該改定後の調達期間満了の日までとします。

ニ 発電者が、イ、ロおよびハと異なる契約期間を希望する場合は、イ、ロおよびハによらず、受給開始日から調達期間満了の日を超えない範囲内で当社と発電者との協議によって定めます。

8 受給電気方式、受給電圧および周波数

受給電気方式、受給電圧および周波数は、電気需給契約と同一とします。

9 財産分界点および保安責任分界点

財産分界点および保安責任分界点は、電気需給契約における需給地点または供給地点とします。

10 電力受給契約の単位

当社は、1電気需給契約について、原則として、発電者と1電力受給契約を結びます。

11 電力受給の開始

(1) 当社は、電力受給契約が成立したときには、発電者と協議のうえ受給開始日を定め、電力受給を開始します。

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉およびその他のやむをえない事情等によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由を発電者に通知し、あらためて発電者と協議のうえ、受給開始日を定めて電力受給を開始します。
- (3) 発電者は、受給開始日の変更を希望する場合には、すみやかに当社に連絡するものとします。この場合、当社は、あらためて発電者と協議のうえ、受給開始日を定めて電力受給を開始します。

12 承諾の限界

- (1) 当社は、次の場合において、電力受給契約の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。

イ 電気事業法第 17 条第 4 項に定める正当な理由がある場合

ロ 再エネ特措法第 16 条第 1 項に定める正当な理由がある場合

ハ 非常変災や工事用地の取得状況等により、電力受給契約の申込みの全部を承諾することが困難な場合

なお、この場合、当社は、工事設計内容の変更を含む善後策について、発電者と協議します。

ニ 同一需要場所において、発電設備系統連系サービス要綱または特定規模需要供給条件にもとづく発電設備系統連系サービスに関する契約（以下「連系契約」といいます。）の申込みを当社が承諾できない場合

- (2) 当社は、(1)にかかわらず、同一需要場所において、複数の電力受給契約の申込みが行なわれたことで、当社が電力受給契約の申込みの承諾が困難と判断した場合、または電気需給契約の申込みを当社が承諾できない場合は、電力受給契約の申込みを承諾しないことがあります。

また、発電者が反社会的勢力に該当する者であると当社が判断した場合、または反社会的行為を行なった場合には、当社は、電力受給契約の申込みを承諾しません。

13 電力受給契約書の作成

当社が必要とするときは、発電者と当社は、電力受給契約書を作成するものとします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期

本要綱に別段の定めがない限り、料金は、原則として、受給開始日から適用します。

15 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電力受給を開始した場合の料金算定期間は、受給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電力受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。
- (2) 記録型等計量器により計量する場合は、(1)における検針日は、電力量計の値が記録型等計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）と読み替えます。

16 受給電力量の計量

- (1) 受給電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における受給電力量は、次の場合ならびに(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（電力受給契約が消滅した場合は、原則として、消滅日における電力量計の読みとします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電力受給を開始した場合は、原則として、受給開始日における電力量計の読みとします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものとします。）します。ただし、当社があらかじめ計量日を発電者に通知して記録型等計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みとします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、当該月の検針日において検針を行なったものとし、当該月の受給電力量は、原則として、ゼロとします。

イ 発電者が不在または非常変災等のため検針できなかった場合

ロ 受給開始日からその直後の発電者の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合で、検針を行なわなかった場合

- ハ その他特別な事情がある場合で、あらかじめ発電者の承諾をえて検針を行なわなかった場合
- (2) 計量器の読みは、次によります。
- イ 指針が示す目盛りの値によるものとします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものとします。
- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までとします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までとします。
- ハ 乗率を有する場合は、最小位までとします。
- (3) 受給電力量は、原則として、受給電圧と同位の電圧で計量します。
- (4) 計量器の検針は、原則として、毎月の検針日に当社が行なうものとします。
- (5) 当社は、検針の結果を当社の指定する方法によりすみやかに発電者に通知します。
- (6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における受給電力量は、(7)の場合を除き、取付けおよび取外しした計量器ごとに(1)に準じて計量した受給電力量を合算してえた値とします。
- (7) 計量器の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の受給電力量は、原則として、託送供給等約款における電力量の協定に係る規定により、発電者と当社との協議によって定めます。ただし、発電者が計量装置に関する工事（受給電力量の計量に影響を及ぼす工事を含みます。）を行なったために受給電力量を正しく計量できなかった場合は、その料金の算定期間の受給電力量は、ゼロとみなします。

17 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。
- イ 電力受給を開始し、再開し、もしくは停止し、または電力受給契約が消滅した場合
- ロ 再エネ発電設備または併設設備の変更等により料金単価が変更となる場合
- (2) 料金は、受給電力量に、次の料金単価を乗じて算定した金額とします。ただし、再エネ発電設備がバイオマスを変換するものである場合で、受給電力量のうちバイオマスを変換してえられる電気以外の電気に適

用する料金単価は、当社が別に定めるものとします。

イ 再エネ特措法第9条第3項の規定にもとづき事業計画認定を受けたことにより再エネ発電設備に適用される料金単価

ロ 再エネ特措法第10条第1項の規定により、事業計画認定が変更され適用される料金単価が変更された場合、または、その他再エネ特措法の規定により、適用される料金単価が変更された場合については、当該変更後の料金単価

ハ 再エネ特措法第3条第10項の規定により、適用される料金単価が改定された場合については、当該改定後の料金単価

(3) 再エネ発電設備がバイオマスを変換するものである場合、発電者は、料金の算定期間におけるバイオマス比率を算出し、当社が定めた毎月一定の期日までに報告するものとします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値を確認します。

18 料金の支払い

(1) 当社が発電者に料金を支払う期日（以下「支払期日」といいます。）は、初回の支払いを除き、次のとおりとします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の日曜日または休日でない日まで延期します。

イ ロからニまでの場合以外の場合は、検針日の翌日から起算して20日目の日とします。

ロ 発電者が納付書払いを希望する場合は、当社が発電者から納付書を受領した日の翌日から起算して20日目の日とします。

ハ 16（受給電力量の計量）(1)イ、ロまたはハの場合は、次回の検針日の翌日から起算して20日目の日とします。

ニ 16（受給電力量の計量）(7)の場合は、料金の算定期間の受給電力量が協議によって定められた日の翌日から起算して20日目の日とします。

(2) 料金の支払いは、当社が、発電者の指定する金融機関口座へ口座振替手続きを実施した日、または金融機関において納付書払いの手続きを実施した日に行なったものとみなします。

- (3) 当社は、当社の責めとなる理由により、料金を支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して料金の支払日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、商法第514条に定める商事法定利率（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の延滞利息を発電者に支払うものとします。この場合、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- (4) 初回の支払いについては、当社の事務手続き終了後に支払うものとします。
- (5) 当社および発電者は、次のいずれかに該当する場合には、その原因を問わず、料金を以下のとおり精算します。
- イ 16（受給電力量の計量）(7)において、発電者と当社との協議によって定めた値と計量された値が異なる場合、発電者または当社は、その料金の差額を支払うものとします。
- ロ 17（料金の算定）(2)により適用される料金単価の誤りが判明した場合、発電者または当社は、その料金の差額を支払うものとします。
- ハ 事業計画認定がその効力を失ったにもかかわらず、17（料金の算定）(2)による料金単価を適用していた場合、発電者は、事業計画認定がその効力を失った日以降の料金の全額を当社に返還するものとします。
- (6) 発電者は、料金その他の債権を、当社に対する債務と相殺することはできないものとします。

IV 電力受給

19 適正契約の保持

当社が、発電者の事業計画認定等の内容または再エネ発電設備等もしくは併設設備が電力受給契約に定めた内容に反する状態となっているものと判断した場合には、発電者は、当社の求めにしたがい、すみやかに電力受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行なうものとします。

発電者が当社の求めに応じない場合、当社は、当社が合理的に適正と判断する内容および時期にさかのぼって電力受給契約を変更することができるものとし、当社が定める方法で料金の精算を行なうことができるものとします。

20 再エネ発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社は、次の業務を実施するため、再エネ発電設備等の設置場所に立ち入ります。発電者は、当社が立ち入ることおよび業務を実施することについてあらかじめ承諾していただきます。

なお、発電者の求めに応じ、係員は所定の証明書を提示します。

イ 再エネ発電設備等の設置場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査

ロ 保安上必要となる発電者の電気工作物の検査等の業務

ハ 不正な電力受給を防止するために必要な再エネ発電設備および併設設備の確認または検査

ニ 計量器の検針または計量値の確認

ホ 21（電力受給の停止）、22（電力受給の停止の解除）、23（電力受給の制限または中止）、28（電力受給契約の消滅）、または29（電力受給契約の解約等）により必要な処置

ヘ その他本要綱によって、電力受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(2) 発電者は、当社が(1)の立入りに際し、第三者の土地または建物への立入りを必要とする場合、この立入りに係る当該第三者からの承諾の取得その他のこの立入りに必要な手続き等を実施するものとします。

21 電力受給の停止

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、電力受給を停止することがあります。
- イ 電気需給契約における電気供給の停止の措置がとられている場合
 - ロ 発電者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ハ 発電者が当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して当社に損害を与えた場合
- (2) 次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても発電者が改めない場合には、当社は、電力受給を停止することがあります。
- イ 発電者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 発電者が当社設備、再エネ発電設備または併設設備の改変等によって不正に電力受給を行なった場合
 - ハ 発電者が当社設備、再エネ発電設備または併設設備の改変等によって不正に当社の電力系統へ連系した場合
 - ニ 発電者が19（適正契約の保持）にもとづき、電力受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行なわない場合
 - ホ 発電者が20（再エネ発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施）にもとづく当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または必要な手続き等をすみやかに行なわなかった場合
 - ヘ 発電者が36（電力受給にともなう発電者の協力）によって必要となる措置を講じない場合
 - ト 発電者が本要綱にもとづく電力受給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - チ 発電者に連系契約の停止の措置がとられている場合
- (3) 発電者がその他本要綱に反した場合には、当社は、電力受給を停止することがあります。
- (4) 当社は、(1)、(2)または(3)のいずれかにより電力受給を停止する場合には、当社の受給設備または発電者の電気設備において、電力受給停止のための適当な処置を行ないます。

22 電力受給の停止の解除

21（電力受給の停止）によって、当社が電力受給を停止した場合で、発電者とその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払ったときには、当社は、次の場合を除き、すみやかに電力受給を再開します。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 午後5時から午前9時までの時間
- (3) その他特別の事情がある場合

23 電力受給の制限または中止

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電力受給を制限し、または中止することがあります。

なお、当社が電力受給の制限または中止を求めた場合、発電者は、必要となる処置を行なうものとします。

イ 電気需給契約により電気の供給が中止され、または電気の使用が制限される場合

ロ 電気の需給上やむをえない場合

ハ 非常変災等により電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ニ 電気工作物に人もしくは物が接触した場合、または接近した人の生命または身体を保護する必要がある場合

ホ 当社が電気工作物の点検、修理等を行なう場合

ヘ 発電者以外の者が当社の電力系統に連系するための工事、その他工事上やむをえない場合

ト 当社が再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号イ(1)および(2)に定める回避措置を行なったとしても、なお当社の電力系統において電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれ、当社が出力抑制を必要と判断した場合

- (2) 発電者は、当社の求めに応じて、電力受給を制限または中止するために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置をすみやかに講じるものとします。

24 損害賠償等

- (1) 発電者または当社は、相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合、賠償の責めを負うものとします。
- なお、次の場合には、当社の責めに帰さない事由とみなします。
- イ 当社または発電者が 11（電力受給の開始）(2)または(3)にもとづき受給開始日を変更した場合
 - ロ 当社が 21（電力受給の停止）により電力受給を停止した場合
 - ハ 当社が 22（電力受給の停止の解除）により電力受給の停止を解除した場合
 - ニ 当社が 23（電力受給の制限または中止）(1)により電力受給を制限または中止した場合
 - ホ 28（電力受給契約の消滅）によって電力受給契約が消滅した場合
 - ヘ 当社が 29（電力受給契約の解約等）によって電力受給契約を解約した場合
 - ト 36（電力受給にともなう発電者の協力）(7)により発電者が設置した再エネ発電設備の自動電圧調整機能等が動作し、受給電力量が減少した場合
- (2) 23（電力受給の制限または中止）(1)トによって、電力受給を制限または中止したことにより、発電者が損害（再エネ特措法施行規則第 14 条第 1 項第 8 号トにもとづき発電者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、発電者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再エネ特措法施行規則第 14 条第 1 項第 8 号トに定める額を限度として、補償するものとします。

25 設備の賠償

発電者は、自らの責めに帰すべき事由により、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を当社に賠償するものとします。

- (1) 修理可能な場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 電力受給契約の変更および終了

26 電力受給契約の変更

- (1) 次のいずれかに該当する場合、発電者は、その時期を明らかにし、その旨を当社に申し出るものとします。
 - イ 発電者が再エネ発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合
 - ロ 発電者が再エネ発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合
 - ハ 発電者が再エネ発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合
 - ニ 再エネ発電設備がバイオマスを電気に変換するものである場合で、発電者が燃料区分を変更する場合
 - ホ イからニの場合以外で、再エネ特措法にもとづき適用される調達価格等が変更となる場合
- (2) 当社が(1)の申し出を受け、電力受給契約の変更が必要と判断する場合は、発電者は、Ⅱ（契約の申込み）の規定に準じ、すみやかに電力受給契約の変更に必要な手続きを行なうものとします。
- (3) 発電者が当社に対して(1)に定める変更の申し出を行なわなかった場合、または(2)に定める手続きを行なわなかったときには、当社は、当社が合理的と判断する時期から変更があったものとみなし、当社が定める方法で料金の精算を行なうことができるものとします。

27 契約上の地位の移転

発電者が、電力受給契約の地位を第三者に移転すること、および電力受給契約における発電者の当社に対する権利を譲渡することを希望し、その旨を当該第三者と連名であらかじめ当社所定の様式により申し込んだ場合、当社は、すみやかにこれを承諾します。ただし、当該第三者が反社会的勢力に該当する場合、または反社会的行為を行なったときは、承諾しません。

28 電力受給契約の消滅

- (1) 発電者は、電力受給契約を廃止しようとする場合、廃止期日を定めて当社に通知するものとします。当社は、原則として、廃止期日に、発電者の

電気設備または当社の受給設備において、電力受給を終了させるための適当な措置を講じるものとします。

なお、この場合には、発電者は、必要に応じて当社に協力するものとします。

- (2) 電力受給契約は、29（電力受給契約の解約等）の場合を除き、原則として、廃止期日に消滅します。ただし、当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電力受給契約は消滅します。
- (3) (2)にかかわらず、電気需給契約が消滅したのち、新たに電気需給契約を締結しない場合は、当社は、電気需給契約の消滅日、または当社が電気需給契約の消滅を知りえた日に電力受給契約を消滅できるものとします。
- (4) 発電者が当社との電力受給契約を廃止する場合において、当社以外の者と電力受給契約を締結しないときは、発電者の再エネ電力供給設備について、発電者は、発電者の責任と負担によりすみやかに当社が再エネ電力を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。

なお、当該措置を講じるまでに当社が再エネ電力を受給しても、当社は、この対価の支払義務を負いません。

- (5) (4)において、当社は、原則として、計量装置を撤去します。この場合において、電気需給契約にもとづく電気の需給が困難となったときは、発電者は、発電者の責任と負担において、電気の需給ができるよう必要な措置を講じるものとします。

29 電力受給契約の解約等

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、電力受給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、当社は、その旨を発電者に通知します。

イ 次のいずれかに該当する場合で、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず発電者がその事実を解消しないとき

- (イ) 発電者が21（電力受給の停止）によって電力受給を停止された場合
- (ロ) 発電者が19（適正契約の保持）に定める適正契約への変更について当社の求めに応じない場合
- (ハ) 発電者が20（再エネ発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施）にもとづく当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由

なく拒否し、または立入りのために必要な手続き等をすみやかに行わない場合

(ニ) 発電者が23（電力受給の制限または中止）に定める規定に応じない場合

(ホ) 発電者が34（工事費負担金の申受けおよび精算）(1)において、当社が定める期日までに、工事費負担金を支払わない場合

(ヘ) 発電者が39（事業計画認定手続き）による事業計画認定に関する手続きをすみやかに行なわなかった場合

(ト) 発電者が本要綱にもとづく電力受給契約によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合

(チ) 発電者が特段の理由なく、受給開始日を経過しても再エネ電力を当社に供給しない場合

(リ) その他発電者が本要綱に反した場合

ロ 発電者が反社会的勢力に該当する者であることが判明した場合、または反社会的行為を行なった場合

(2) 発電者が取得した事業計画認定の効力が失われた場合、発電者は、すみやかに当社に通知し、再エネ発電設備を解列するものとします。

なお、この場合、事業計画認定の効力が失われた日をもって、当然に電力受給契約は解約されるものとし、解列までに当社が再エネ電力を受給しても、当社は、この対価の支払義務を負いません。

(3) (1)または(2)により当社が電力受給契約を解約した場合、発電者は、発電者の責任と負担において、すみやかに当社が再エネ電力を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。

なお、当該措置を講じるまでに当社が再エネ電力を受給しても、当社は、この対価の支払義務を負いません。

(4) 発電者が(3)の措置を講じない場合、当社は、当社の受給設備または発電者の電気設備において、電力受給契約の解約のための適当な処置を行なうことができるものとします。この場合、発電者は、当該処置に要した費用を当社に支払うものとします。

30 電力受給契約消滅後の債権債務関係

電力受給契約期間中の料金その他の債権債務は、電力受給契約の消滅によつては消滅しません。

Ⅵ 工事費の負担

31 工事費負担金

(1) 電力受給の開始、または再エネ発電設備または併設設備の変更等にともない、当社が当社の電力系統に連系するために必要な措置として、次に掲げる工事で、受給設備を施設するときには、発電者は、原則として、その工事費の全額を工事費負担金として当社に支払うものとします。

イ 電源線（電源線に係る費用に関する省令第1条第2項（同第3項第2号から第7号までに定めるものを除きます。）に定める意味によります。）の設置または変更

ロ 発電者の再エネ発電設備等と当社の電気工作物（発電者が再エネ発電設備等と電氣的に接続を行ない、または行なおうとしている当社の事業の用に供する変電用、送電用、または配電用の電気工作物をいいます。以下同じ。）の間に設置される変圧器等の電圧の調整装置の設置、改造または取替え

ハ 計量装置の設置または取替え

ニ 発電者の再エネ発電設備等と当社の電気工作物の間に設置される設備であって、当社が再エネ発電設備等を監視、保護、もしくは制御するために必要なものまたは発電者と当社が通信するために必要なものの設置、改造、もしくは取替え

(2) 電力受給の開始、または再エネ発電設備または併設設備の変更等にともない、当社の電力系統に連系するための必要な措置として、電力系統の増強等、(1)に掲げる工事に他に当社が受給設備を施設するときには、発電者は、(1)の工事費負担金に加えて、その工事費のうち、発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として当社に支払うものとします。ただし、発電者が平成27年11月5日以前に電力受給契約の申込みを行なっている場合は、発電者は、その工事費の全額を工事費負担金として当社に支払うものとします。

(3) 発電設備からの出力により、当社の配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が受給設備を施

設するときには、(2)にかかわらず、発電者は、当社が別途定める金額を工事費負担金として当社に支払うものとします。

- (4) 当社は、(1)から(3)にもとづいて発電者に工事費負担金を請求する場合、原則として、当該工事が発電者を原因者とするものであること、工事の具体的内容およびその理由、工事費負担金として算定した金額およびその算定根拠、所要工期ならびに発電者において必要となる対策等を発電者あらかじめ通知します。
- (5) 当社が特別高圧で受電する場合で、発電者が使用開始後3年以内の(1)における受給設備を利用するときは、当社は、発電者が利用する受給設備を新たに施設される受給設備とみなしたうえで、発電者に請求すべき工事費負担金を算定します。
- (6) (5)にかかわらず、当社は、発電者が使用開始後3年以内の(2)における受給設備（高圧および特別高圧の設備に限ります。）を利用する場合、または(3)に該当するときは、その受給設備を新たに施設される受給設備とみなしたうえで発電者に請求すべき工事費負担金を算定します。
- (7) 発電者の希望によって当社が標準設計をこえる設計で受給設備を施設するときには、発電者は、標準設計工事費をこえる金額を標準設計の工事費負担金に加算して当社に支払うものとします。
- (8) 当社が専用受給設備を施設するときには、発電者は、その工事費の全額を工事費負担金として当社に支払うものとします。
- (9) 発電者の希望によって当社が計量装置の取付位置の変更または受給設備の変更等をする場合には、発電者は、実費を当社に支払うものとします。
- (10) 法令による計量装置の取替えに係る費用は、原則として、発電者の負担とします。

32 受給設備、再エネ発電設備および併設設備の設置等

当社は、当社の責任において、法令等を遵守して、受給設備の設置、変更、管理、補修、保安、撤去等を行ないます。また、発電者は、発電者の責任と負担において、法令等を遵守して、再エネ発電設備および併設設備の設置、変更、管理、補修、保安、撤去等を行なうものとします。

33 計量装置の設置等

- (1) 計量装置は、発電出力等に応じて当社が選定し、かつ当社の所有とし、その設置等は当社が行ないます。
- (2) 当社は、計量装置の設置場所（計量装置の支持物を含みます。）について、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに計量装置の取付けおよび取外し工事が容易な場所を、発電者と協議によって決定し、発電者は、その場所を当社に無償で提供するものとします。また、計量装置の情報等を伝送するために発電者の電気工作物を使用する場合においては、当社は、発電者の電気工作物を無償で使用できるものとします。

34 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 発電者は、原則として、31（工事費負担金）にもとづき決定した工事費負担金を、当社が定める期日までに当社に支払うものとします。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって実績の工事費用と当初の見積額に差異が生じた場合は、工事完成後すみやかにこれを精算します。
- (3) 当社は、受給設備の全部または一部を他の発電者と共用する受給設備として利用することがあります。

なお、当社が当該他の発電者から特別高圧で受電する場合で、その電力受給による利用が受給設備を施設してから3年以内に開始され、かつ、その受給設備を施設したときにさかのぼって2以上の発電者が共用する受給設備として算定した場合の工事費負担金が既に発電者から支払われた工事費負担金を下回るときは、当社は、原則として、その差額を発電者にお返しします。また、31（工事費負担金）(6)の場合、当社は、その電力受給による利用が受給設備を施設してから3年以内に開始され、かつ、その受給設備を施設したときにさかのぼって2以上の発電者が共用する受給設備として算定した場合の工事費負担金が既に発電者から支払いを受けた工事費負担金を下回るときは、当社は、原則として、その差額を発電者にお返しします。

- 35 受給開始に至らないで電力受給契約が廃止または変更される場合の費用の申受け
当社が受給設備の一部または全部を施設した後、発電者が発電者の都合に

よって受給開始に至らないで電力受給契約を廃止または変更する場合で、当社がその受給設備を利用して電力受給をしないときは、発電者は、当社が受給設備の施設に要した費用の実費の全額を当社に支払うものとします。

なお、当社が実際に受給設備の工事を行なわなかった場合であっても、当社が測量監督等に費用を要したときは、発電者は、その費用を当社に支払うものとします。

Ⅶ 系統連系の要件等

36 電力受給にともなう発電者の協力

- (1) 発電者は、発電者の再エネ発電設備等と当社の電力系統との連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、送配電等業務指針、系統連系技術要件〔託送供給等約款別冊〕、系統アクセス検討に関する通達その他、監督官庁、業界団体または当社が定める系統連系に関係する業務の取扱いや技術要件に関する規定等、および次の事項を遵守するものとします。
- (2) 発電者は、発電者の再エネ発電設備等と当社の電力系統との連系を行なう場合は、当社の供給信頼度と電力品質の面で需要家に悪影響を及ぼさないこととし、また、人身安全および設備保全の面で電気作業者の安全確保、当社の受給設備または需要家の設備の保全に悪影響を生じさせないものとします。

なお、当社が必要であると認める場合には、当社は、発電者の負担で当社の受給設備を変更できるものとします。

- (3) 連系された当社の電力系統に事故が発生した場合には、発電者は、発電者の再エネ発電設備等を当社の電力系統から即時に解列するものとします。
- (4) 発電者は、発電者の再エネ発電設備等の設置場所内の事故時には、当社の電力系統への波及が起こらないように適切に処置するものとします。
- (5) 発電者は、発電者の保護装置の整定にあたっては、当社の受給設備の保護と協調を図るものとします。
- (6) 発電者は、発電者の保護装置の整定値等を、必要に応じて当社に提示するものとします。

なお、当社は、試験時には当社が必要と認める場合に立会いを行ないます。

- (7) 発電者は、発電者の再エネ発電設備等から当社の電力系統への逆潮流等により生じる当社の低圧配電系統の常時電圧変動が、 101 ± 6 ボルト、 202 ± 20 ボルト内になるように自動電圧調整装置等を設置するものとします。
- (8) 発電者は、計量地点における力率を、常に当社の電力系統から見て遅れ85パーセント以上とするとともに、当社の電力系統から見て進み力率にな

らない状態を保つものとします。また、高圧配電線に連系する再エネ発電設備等のうち、当社の電力系統の電圧上昇を防止する目的で当社が必要と判断した場合には、計量地点の力率を当社と発電者で協議のうえ決定します。また、系統連系後、実測等により更に対策が必要と当社が判断した場合には、発電者は、対策を実施するものとします。

なお、特別高圧電線路に連系する場合における計量地点の力率は、当社の電力系統の電圧を適切に維持できるよう発電者と当社で協議の上決定します。

- (9) 発電者がインバータを用いた再エネ発電設備等を設置する場合には、発電者は、再エネ発電設備等からの高調波流出電流を、再エネ発電設備等の交流定格電流に対し、総合電流歪み率5パーセント以下、各次電流歪み率3パーセント以下に抑制するものとします。
- (10) 当社の作業時または緊急時に当社の電力系統を停止する場合等、発電者の再エネ発電設備等の解列が必要と当社が判断する場合には、発電者は、発電者の再エネ発電設備等を確実に解列するものとします。
- (11) 発電者は、発電者の再エネ発電設備等の事故発生時または緊急時には、当社に迅速かつ的確な情報連絡および復旧をするものとします。
- (12) 発電者は、発電者の再エネ発電設備等を連系するに際し、必要となる単線結線図等の技術資料を当社に提出するものとします。
- (13) 発電者は、当社が必要と判断した場合、受給開始に先だち、受給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、別途申告書を当社と締結するものとします。
- (14) 発電者は、当社が必要と判断した場合、再エネ発電設備等の発電電力量等を記録した受発電日誌等を当社に提出するものとします。
- (15) 発電者は、当社が必要と判断した場合、再エネ発電設備等の発電計画を当社に提出するものとします。

37 連系保護装置の整定

- (1) 当社は、次の場合には、発電者と協議のうえ、連系保護装置の整定値を決定します。

イ 発電者が系統連系にかかわる再エネ発電設備または併設備の設置等を行なう場合

- ロ 電気需給契約における契約電力または発電出力の変更等により、整定値を変更する必要がある場合
 - ハ 受給設備の変更等により整定値を変更する必要がある場合
- (2) 発電者は、(1)にもとづき再エネ発電設備および併設設備の連系保護装置の整定を実施するものとします。また、当社が求めた場合は、発電者は、発電者の責任と負担において、連系保護装置の性能試験を行なうものとし、その試験結果をすみやかに当社に書面により提出するものとします。
- (3) 当社は、発電者が(1)または(2)により受けた損害について賠償の責めを負いません。

Ⅷ 保 安

38 保安等に対する発電者の協力

- (1) 次の場合には、発電者は、すみやかにその旨を当社に通知するものとします。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をします。
- イ 引込線、計量装置等その再エネ発電設備等の設置場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の受給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- (2) 発電者は、発電者が当社の受給設備または計量装置に直接影響を及ぼすような再エネ発電設備もしくは併設設備の設置、変更または修繕工事をする場合は、その内容を当社に通知するものとします。また、再エネ発電設備もしくは併設設備の設置、変更または修繕工事をした後、その再エネ発電設備または併設設備が当社の受給設備または計量装置に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知するものとします。これらの場合において、当社が保安上必要があると認めた場合、発電者は、当社の指示にもとづきその内容を変更するものとします。

Ⅹ そ の 他

39 事業計画認定手続き

発電者は、6（電力受給契約の申込み）、26（電力受給契約の変更）、27（契約上の地位の移転）、28（電力受給契約の消滅）等により、事業計画認定の新たな取得または廃止もしくは事業計画認定の内容変更が必要と当社が判断する場合は、すみやかに事業計画認定に関する手続きをするものとします。

40 電力受給契約に関する情報の取扱い

- (1) 発電者が当社との電力受給契約を廃止する場合で、かつ当社以外の再エネ特措法に定める電気事業者と電力受給契約を締結する場合、当社は、発電者が当該電気事業者と円滑に電力受給契約手続きを行なえるよう、当該電気事業者に対して電力受給契約に関する情報提供を行なうことができるものとし、発電者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 発電者は、当社が事業計画認定を受けた再エネ発電設備からの受給電力量および発電者に支払った料金等、電力受給契約に関する事項について、再エネ特措法等にもとづき国、費用負担調整機関または指定入札機関に開示することをあらかじめ承諾するものとします。

41 発電バランシンググループの設定

当社は、託送供給等約款の定めにより発電バランシンググループ（以下「発電BG」といいます。）を設定し、発電者の再エネ発電設備を、原則として、当社の発電BGに属させうえて、発電計画の作成等託送供給等約款にもとづく手続きを行ないます。

42 発電記録等の提出

当社は、41（発電バランシンググループの設定）にともなう手続きを行なうにあたり、必要に応じて発電者に再エネ発電設備および併設設備の発電記録、点検記録等の提出を求めることができるものとします。

この場合、発電者は、当社が必要とする情報ならびに再エネ発電設備および併設設備の運転に関する記録を当社に提供するものとします。

43 そ の 他

本要綱に定めのない事項，または本要綱によりがたい事項は，本要綱ならびに電気供給約款等または託送供給等約款等の趣旨に則り，発電者および当社が誠意をもって協議しその処理にあたるものとします。

附 則

1 実施期日

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

2 旧要綱の変更

本要綱の実施日以降、平成 28 年 4 月 1 日実施の「再生可能エネルギー発電からの電力購入契約要綱」の適用を受けていた発電者のうち、7（電力受給契約の成立および契約期間）(1)に定める電力受給契約の成立が平成 29 年 3 月 31 日以前である場合、本要綱の適用を受けるものとします。

3 本要綱実施前に申込みされた電力受給契約に関する特別措置

- (1) 平成 27 年 1 月 25 日までに電力受給契約の申込みが行なわれている場合は、原則として、23（電力受給の制限または中止）(2)を適用しません。
- (2) 平成 27 年 1 月 26 日以降に電力受給契約の申込みが行なわれている場合で、次のときは、原則として、23（電力受給の制限または中止）(2)を適用しません。
 - イ 発電出力が 50 キロワット未満の太陽光発電設備
 - ロ 発電出力が 20 キロワット未満の風力発電設備
 - ハ 平成 27 年 3 月 31 日までに電力受給契約の申込みが行なわれている発電出力が 50 キロワット以上 500 キロワット未満の太陽光発電設備
- (3) 平成 27 年 1 月 25 日までに電力受給契約の申込みが行なわれている場合は、29（電力受給契約の解約等）(1)イ(ホ)および(チ)を適用しません。

4 損害賠償等についての特別措置

- (1) 平成 27 年 1 月 25 日までに電力受給契約の申込みが行なわれている場合は、24（損害賠償等）(2)にかかわらず、(3)によるものとします。
- (2) 平成 27 年 1 月 26 日以降に電力受給契約の申込みが行なわれている場合で、次のときは、24（損害賠償等）(2)にかかわらず、(3)によるものとします。
 - イ 発電出力が 50 キロワット未満の太陽光発電設備

ロ 発電出力が20キロワット未満の風力発電設備

ハ 平成27年3月31日までに電力受給契約の申込みが行なわれている発電出力が50キロワット以上500キロワット未満の太陽光発電設備

- (3) 23（電力受給の制限または中止）によって発電者の電力受給を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔平成27年1月26日以降の改正を含まず、以下「旧再エネ特措法施行規則」といいます。〕）第6条第1項第3号ニにおいて特定供給者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、24（損害賠償等）(2)にかかわらず、当社は、発電者の求めに応じ、旧再エネ特措法施行規則第6条第1項第3号ニに定める額を限度として、補償するものとします。

